

延長保育利用にあたってのお知らせ

延長保育の利用にあたっては下記事項に十分留意されるとともに、利用者の 皆様が公平公正にご利用いただくために、負担金は納期限までにお支払いいた だけますようお願いします。



(1)利用上の注意

- ○負担金は月額単価(2,500 円)となっています。そのため、月の利用日数が1日であっても、すべての 開所日を利用しても、2,500 円がかかります。
- ○月の途中から利用を開始又は中止した場合であっても上記の金額となり、日割計算や月の中途で利用を中止した場合における還付は行っていません。また、災害時やインフルエンザ等による学校閉鎖など、放課後児童クラブが開所できない場合における還付も行いません。
- ○利用申込すると、実際の利用の有無に関わらず、中止の手続きを行わない限り、その間負担金が発生します。午後6時までのお迎えが可能となり、明らかに利用しない月がある場合などは、ご面倒でも 一度利用を**中止する手続き**を行っていいただくことをおすすめします。
- ○利用中に減免要件を満たした場合、減免を受けるには別途手続きが必要となります。手続き後に減免が承認された場合、翌月から適用となります。
- ○午後7時以降の延長はできませんので、必ず保護者等によるお迎えをお願いします。
- ○延長を「利用する」「利用しない」のクラブへの連絡は基本的に必要ありませんが、各家庭においてお 子さんへ伝えていないのであれば、不安軽減等のため、連絡していただいても構いません。

(2) 負担金の支払方法

- ○支払いは納付書による方法のみとなっています。口座振替はご利用できません。
- ○納付書が届きましたら、各月に設けられている納期限までにお支払いください。
- ○納付書は利用開始した月分から当年8月又は翌年3月までの納付書が一括して郵送されます。月ごとの納付、利用前の分をまとめて納付のどちらでも可能です。
- ○利用前にまとめて納付した場合であって、納付済みの期間の途中で利用中止の届出をされた場合、 中止された月の翌月以降の負担金は還付されます。
- ○支払いは納付書裏面に記載の金融機関窓口でお支払いただけます。コンビニエンスストアや利用先 の放課後児童クラブ窓口でのお支払いはできません。
- ○利用開始される時期によって、業務の都合上、納期限を過ぎてから納付書が届くことがありますが、 納期限を過ぎていてもお支払いいただけます。

(3) 利用中止の手続き

○放課後児童クラブ登録内容変更届に氏名、住所等のほか「新」欄の「その他」へ中止する月日を記載し、中止する月の20日までに利用先のクラブへ提出してください。中止された月の翌月より負担金は発生しません。

※10月31日の利用をもって中止する場合 ⇒ 「10月31日」と記載

<お問い合わせ先>

〒068-0024 岩見沢市4条西3丁目1番地 であえーる岩見沢4階 岩見沢市教育委員会事務局 学校教育部 子ども課 子育て支援係 TEL 0126-35-5133(直通)

